

平成31年度地域包括支援センター評価基準について

A

B

未達成包括数が3を超える基準を検証

議事 3

*色がけについては評価点数を2倍とする。

評価項目		評価視点	基準	未達成包括数	対応方針	来年度基準案
1 運営事務関係	① 3職種その他の職員の職務及び連携	・高齢者の様々な相談に対し、各専門職の特性に応じチームアプローチを実施している。	-	0	未達成の包括が無いため現行基準を継続	2
		・センターの年間計画や目標を職員が共有し、センター長(又は管理者)が、業務評価を基準以上の回数実施している。	2回			
		・地域包括支援センターの職員証を常時携帯し、市の委託を受けて活動していることを明示している。	-			
	② 中立・公正の確保	・中立・公正の確保の重要性について理解し、サービスの紹介では特定の事業所だけでなく複数の事業所を提示し、利用者が選択できるようにしている。	-	50% 未達		
		・介護予防サービスにおける、同一法人の事業所利用率が基準以下である。 各サービスのうち最も高い率が○～49%…○、50～69%…△、70%以上…×	-			
		・センターを母体法人敷地外に設置…○、同一法人施設から独立した施設に設置…△、それ以外…×	-			
	③ 市との連携等	・緊急時や重大事案の発生等の際には、遅滞無く市(「区役所及び高齢介護福祉課を含む」以下同じ)への必要な報告を行っている。	-			
		・市からの照会や定期報告について、期限内の回答を行っている。	-			
	④ 業務改善への取り組み	・市からの指導等に基づく業務の改善とともに、日頃の業務での気づき、利用者や家族からの要望・意見等を記録し、必要に応じてセンターの運営に反映し、改善させている。	-			
		・国・県他、関係機関の研修には基準以上の回数参加し、研修内容についてセンターの職員に共有・報告している。 (※市(高齢介護福祉課・区福祉課)の開催する研修には必ず参加。)	2回			
⑤ 職員の育成	・職員のメンタルケアに関する相談体制が整備されている。	-				
⑥ 職員のケア	・夜間や休日の電話は、携帯電話に転送されるなど、24時間の連絡体制が確保されている。	-				
⑦ 24時間の連絡体制	・自治会などの地域団体の関係者のほか、医療機関関係者やサービス事業所等関係者を構成員として、基準以上の回数開催している。	4回	1	概ね基準を達成しているため現行基準を継続	4	
⑧ 地域運営協議会の開催	・地域における会議や催しなどへ基準以上の回数参加し、地域包括支援センターの活動内容を周知・広報している。	12回	1	概ね基準を達成しているため現行基準を継続	12	
	・センターの活動状況に関する広報(広報誌やチラシ、WEB等)を基準以上の回数行っている。	4回	3	概ね基準を達成しているため現行基準を継続	4	
⑨ 地域全体への地域包括支援センターの周知・浸透	・個人情報の取り扱いについて規則等を定め、個人情報の漏洩・消失・棄損及び改ざん防止等の個人情報の適正管理のための措置(個人情報を取り扱うパソコンについてはインターネット回線から分離や鍵付キャビネットの使用)を講じている。	-				
	・利用者及びその家族から利用計画等に係る文書等の開示を求められた時は、適切な情報の開示や説明を行っている。	-				
⑩ 個人情報の取り扱いについて	・常に自立支援を意識しながら、利用者の状況に応じたケアマネジメントを行っている。	-	2件	5	新年度総合事業を活用した支援を実施するため現行基準を継続	2
	・くまもと元気づけや健康サロン等の住民主体の通いの場を基準以上の件数を新規に立ち上げている。	三職種数(定員)×3				
① 介護予防の目的を意識した特定高齢者へのケアマネジメント	・積極的に地域へ赴き、地域ニーズの掘り起こし(地域等が主催する会議への出席等)や相談を受ける活動(地域のイベント等での出張相談会等)を基準以上の回数行っている。	4回	1	概ね基準を達成しているため現行基準を継続	4	
	・サービス提供機関や専門相談機関等のマップ作成等により活用可能な機関、団体等の把握を行っている。	-				
② 地域におけるネットワーク構築	・認知症サポーター養成講座や介護予防サポーター養成講座等の地域の人材確保に資する活動を基準以上の回数開催している。	2回	0	未達成の包括が無いため現行基準を継続	2	
	・民生委員と情報共有を図りながら、市が指示する者への戸別訪問を行い、心身の状況や家族の状況等の把握を概ね計画どおり実施している。	-				
③ 高齢者見守り事業	・定期的な見守りが必要な者には、訪問や電話連絡等、対象者の状態に応じた方法で継続的に状況を把握し、必要に応じて適切な支援を実施している。	-				
	・相談内容に即した適切な情報提供・関係機関の紹介を行うほか、必要に応じて個別支援計画を策定の上、適切なサービスや制度につなげている。	-				
④ 総合相談支援業務	・支援を要する者の状態に応じて継続的支援を行い、ケースの支援状況に対する検証や情報共有を概ね月1回程度行っている。	-				

*色がけについては評価点数を2倍とする。

評価項目		評価視点	基準	未達成包括数	対応方針	来年度基準案
4 権利擁護業務	① 成年後見制度の活用	・成年後見制度の利用が必要な場合、制度の利用を行っている。	-			
		・市や関係機関と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取り組みを基準以上の回数行っている。	1回	2	概ね基準を達成しているため現行基準を継続	2
	② 老人福祉施設等への措置	・老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と認められるケースは、市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めている。	-			
	③ 高齢者虐待への対応	・虐待の事例を把握した場合は、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、適切な対応を行っている。	-			
		・地域の関係機関と虐待防止ネットワークを構築している。	-			
④ 困難事例への対応	・複合的に課題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握したときには、関係機関と連携し、対応している。	-				
⑤ 消費者被害への対応	・消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等との定期的な情報交換や、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供を基準以上の回数行っている。	1回	0	未達成の包括が無いため現行基準を継続	1	
5 包括的・継続的支援業務	① 地域の介護支援専門員と関係機関等との連携支援	・地域の介護支援専門員と医療機関等の関係機関との意見交換会や個別の連絡会を基準以上の回数開催するなど、介護支援専門員と関係機関の連携を支援している。	4回	3	概ね基準を達成しているため現行基準を継続	4
		・地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等、地域の様々な社会資源を活用できるような取り組みを基準以上の回数行っている。	1回	2	概ね基準を達成しているため現行基準を継続	1
		・介護支援専門員相互の情報交換を行う場(研修会・事例検討会等)を基準以上の回数設定する等、介護支援専門員のネットワーク構築を支援している。	2回	0	未達成の包括が無いため現行基準を継続	2
	② 地域ケア会議の開催	・地域の介護支援専門員に対する自立支援型ケアマネジメントの普及を目的とした自立支援型地域ケア会議を基準以上の回数行っている。	6回	4	市の方針として次年度はケース数を12と計画し通知済み	会議開催回数⇒12ケースへ変更
		・個別課題の解決に向けた課題検討型地域ケア会議(事後のモニタリングを含む。)を基準以上の回数行っている。	4回	4	四半期ごとで設定⇒困難ケースが無い場合を想定し基準見直し	2
		・地域ケア会議を通じた課題分析等を積み重ね、市に地域の共通課題や取組に関する報告・提案を基準以上の回数行っている。	1回	5	基準は最低限度であり現行基準を継続	1
	③ 地域の介護支援専門員への個別支援・相談	・管内の介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している。	-			
		・地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口として、専門的見地からケアプラン作成技術等の積極的な支援を行っている。	-			
		・関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供を基準以上の回数行っている。	1回	0	未達成の包括が無いため現行基準を継続	1
	④ 在宅高齢者福祉事業に関する支援	・高齢者安心支援事業、高齢者生活援助事業、高齢者介護用品支給事業、高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業、ひとり暮らし高齢者訪問事業、寝具無料乾燥事業、養護老人ホーム入所措置について必要な制度を活用している。	-			
・家族等介護者教室(要介護・支援者の家族や周辺住民等向けの介護に関する講座)を基準以上の回数行っている。		2回	1	概ね基準を達成しているため現行基準を継続	2	
6 生活支援コーナー業務	① 生活支援・介護予防サービスの開発及び担い手の養成	・地域に必要な生活支援等サービスの開発を基準以上の件数行っている。	1件	11	基準は最低限度であり現行基準を継続	1
		・生活支援等サービスの担い手(介護予防サポーター等を含む)を基準以上の人数養成し、人材リスト化している。	10人	7	基準見直し	5
	② ニーズとサービスのマッチング	・生活支援等を必要とする人とサービスをマッチングさせている。	-			
	③ 協議体の設置・運営	・生活支援等サービスの体制整備に向けた協議体を設置し、基準以上の回数開催している。(運営協議会との共催を含む。)	4回	2	概ね基準を達成しているため現行基準を継続	4
④ 地域ケア計画の策定・管理	・地域ケア計画を作成し、必要に応じ地域ケア計画を見直し、市に提出を基準以上の回数行っている。	1回	2	概ね基準を達成しているため現行基準を継続	1	
7 支援指定介護予防事業	① 指定介護支援予防事業に関する事	・介護予防支援業務の一部委託を行った指定居宅介護支援事業所に対し、適切な評価の上、必要な助言・指導を行っている。	委託ケース数×1回			
		・専門職の介護予防支援業務担当数は、基準以下で行っている。	三職種数(定数)×40件	1	概ね達成見込みがあり、市の方針として次年度は三職種数(定数)×30件に変更	三職種数(定数)×30件
計						